博士論文審査結果報告

Report on Ph.D. / Doctoral Dissertation Defense

National Graduate Institute for Policy Studies (GRIPS)

Professor Jun Iio

審査委員会を代表し、以下のとおり審査結果を報告します。

On behalf of the Doctoral Thesis Review Committee, I would like to report the result of the Doctoral Dissertation Defense as follows.

学位申請者氏名 Ph.D. Candidate	内藤　恵久 Yoshihisa NAITO		
学籍番号 ID Number	DOC17041		
プログラム名 Program	政策プロフェッショナルプログラム Policy Professionals Program		
審査委員会 Doctoral Thesis Review Committee	主査 Main referee	飯尾　潤 Jun IIO	主指導教員 Main Advisor
	審査委員 Referee	竹中　治堅 Harukata TAKENAKA	副指導教員 Sub Advisor
	審査委員 Referee	黒澤　昌子 Masako KUROSAWA	博士課程委員会委員長代理 Acting Chairperson of the Doctoral Programs Committee
	審査委員 Referee	木立 真直／ Manao KIDACHI 中央大学商学部　教授 Chuo Univ. Faculty of Commerce Professor	外部審査委員 External Referee
論文タイトル Dissertation Title (タイトル和訳)※ Title in Japanese	農産物・食品の地理的表示 －省庁間調整による政策決定と新しい政策手段としての意義－		
学位名 Degree Title	博士（政策研究）Doctor of Policy Studies		
論文提出日 Submission Date of the Draft Dissertation	2019 年 11 月 19 日	論文審査会開催日 Date of the Doctoral Thesis Review Committee	2019 年 12 月 20 日
論文発表会開催日 Date of the Defense	2019 年 12 月 20 日	論文最終版提出日 Submission Date of the Final Dissertation	2020 年 2 月 20 日
審査結果 Result	合格 Pass	不合格 Failure	

※ タイトルが英文の場合、文部科学省に報告するため、和訳を付してください

Please add a Japanese title that will be reported to MEXT.

1. 論文要旨 Thesis overview and summary of the presentation.

本論文は、日本の府省における「目立たない政策」（決定が社会的関心を集めず、政治的争点化しない政策）の形成において府省間の調整がどのような意味を持つのか、また採用される政策が政策手段として新しいものであった時に、どのような問題が生じるのかを、特色ある地域産品の名称を保護する「地理的表示保護制度」(GI)の政策過程を事例として、明らかにしようとしたものである。この事例では、2004 年には農林水産省が制度を創設しようとしながら独自の制度創設に失敗したのに、2014 年の制度創設に成功するという対照的な過程が存在するため、その比較のなかで成功の要因や制度創設に必要とされる政策的調整のあり方を明らかにすることが見込めるほか、この政策がこれまで農林水産省が展開してきた政策とは別の政策手段を用いる新たな類型の政策であったため、政策立案における課題や、その実施過程における課題を、他の政策と比較検討することができるという特色を備えている。

まず、第 1 章では、政策決定の成否を分けるのは何かという疑問とともに、地理的表示保護制度がなぜ導入される必要があったのかという問題意識が示されるとともに、関連の先行研究が整理された。制度創設に関わる省庁間調整による政策決定について既存のモデルの適合性を検討するなかで、アイディアを巡る相互作用を中心とした分析枠組みが提示され、また政策手段論の系譜から、地理的表示保護制度を分析する視点を立てることが提示された。

第 2 章では、次章以降の前提として、地理的表示保護とはいかなるものかということについて、先行した EU と米国の保護制度の違いを解説し、その背景にある考え方として、地域環境に由来する特性というテロワールの考え方と、行政関与の品質保証・情報提供の 2 つの要素を抽出し、地理的表示保護制度における議論の枠組みを示した。

第 3 章から第 6 章は、地理的表示保護をめぐる省庁間調整による政策決定が記述される。まず第 3 章では、2004 年の地理的表示保護制度の創設失敗について、農林水産省が、商標制度に類似した権利法形式での制度を立案したが、特許庁の反発や内閣法制局の指摘を受けて制度化を断念し、翌年これを受けて特許庁が、地域ブランドを保護する「地域団体商標制度」を創設したという政策過程を記述している。

次に第 4 章では、導入された地域団体商標制度の運用状況が概観されたうえで、農業政策における変化について一般的な状況が紹介され、さらに地理的表示保護制度を取り巻く国際的状況の変化として、自由貿易協定の締結などの動きがあったことが記述された。

第 5 章では、2014 年に地理的表示保護制度が制度化された政策過程が記述される。農林水産省が農林水産業の競争力強化の方策として地理的表示保護制度の整備を再検討し、特許庁側も独自の検討を行っていたが、そうしたなかで農水省の積極的な働きかけで、知的財産に関する農水省と特許庁との連携体制が整備されていった。具体的には、制度創設に関する研究会等を通じて相互の学習が行われ、いったんは特許庁に影響の少ない政策案で両省庁の合意がされた。しかし、内閣法制局からの指摘や EPA 交渉における EU の主張を踏まえ、行政関与の品質保証を重視した独自の保護制度案が農林水産省から再度提示され、両省庁の調整の結果、商標とは機能の異なる新たな制度を創設することが合意された。ただし、このときの特許庁の強い主張を踏まえて、地理的表示と商標との関係については、EU の制度と異なる仕組みとなったとされた。

第 6 章では、2004 年の制度創設失敗の事例と 2014 年の制度創設の事例を、両省庁のアイディアを巡る相互作用を中心として比較し、異なる政策帰結をもたらした理由として、農林水産省の政策アイディアの内容とその説得力、政策案の特許庁への影響の度合い、両省庁間での討議の場の存在、国内的・国際的な外的状況、内閣法制局の指摘の影響といった要素が抽出された。

第 7 章及び第 8 章では、政策手段としての地理的表示保護について分析が加えられている。第 7 章では、農水省における政策が、それまでは生産性向上施策を中心としていたことを明らかにしたうえで、政策変化の一環として地理的表示保護制度の意義を検討した。また、政策手段の類型から見た分析を行い、政策手段を規制、経済措置、情報に分けたうえで、地理的表示保護の「情報」の政策手段としての位置づけ・特徴や官民の役割分担を整理した。加えて、地理的表示保護制度と同様に、情報の政策手段である他分野の施策との比較も行っている。

第 8 章では、地理的表示保護制度の実施に関して登録の現状や効果を整理するとともに、これまで実施上で生じた問題点等を整理し、今後解決すべき課題が検討される。その結果、制度実施上の課題として、生産地に帰せられる特性との関係で登録に疑問が呈されている登録事例が生じ

ていることや、制度に登録されていることを示すGIマークの使用が任意化され、制度の認知度の向上や情報伝達に悪影響を及ぼすおそれがあることなどの課題が生じていることが指摘された。

最後に第9章では、これまでの分析結果が整理されるとともに、政策的示唆が提示されている。まず、省庁間調整による政策決定については、①公的主体が関与した品質保証により付加価値向上を図るという政策アイディアが、政策変化の大きな要因となったこと、②政策調整においては、議論の場を通じた調整プロセスが重要であったこと、③ただし、組織には変わりにくい信念があり、これが政策内容に影響を与えること、④内閣法制局の指摘の影響は大きな意味があること、⑤政策変化には国内的状況や国際的状況と政策案が合致することも必要であることが、明らかになった。また、政策手段としての地理的表示保護については、①これまでの農政の中心が規模拡大等の生産性向上であるなかで、地域ごとの付加価値向上の取組を支援するという農政の変化を示すものであること、②農業施策として多く取られている生産サイドへの経済措置や規制の政策手段に対し、情報により消費者の選択に働きかける点に特徴があること、③地理的表示保護制度における情報は、地域ごとの事業者が定めた自主的基準を公的に確認したものであり、民間の取組を官が補完するという特徴があること、④制度の実施面では、制度の認知度の向上が必要であるほか、制度への信頼を低下させるおそれのある登録事例やGIマーク使用の任意化による情報提供機能の低下に適切に対応する必要があることを指摘している。

そうして政策的示唆としては、次のようなことが提起されている。まず、省庁間調整による政策決定に関しては、①2 省庁間調整の場面や内閣法制局との調整の場面の双方において、政策アイディアを十分に深化させることが重要であること、②アイディアが十分検討された場合であっても、その内容が、各組織が特に重要と考える内容に関わる場合、政策が変化しにくく、必ずしも合理的でない結果につながる場合があることから、この悪影響を減少させ、調整プロセスを円滑に進めるため、日頃からの人事交流、業務連携など連携の強化が有効であることが指摘された。次に、効果的な政策実施に関しては、①制度に対する認知度の向上を図るため、産地ごとの課題にきめ細かく対応し登録数を増加させるほか、ブロック単位の展示会の開催など効果的な手法を検討する必要があること、②効果的な情報伝達のため、GIマークの適切な使用のほか、ターゲッ

トとする情報受信者に応じた情報発信を検討する必要があること、③制度への信頼を維持できるよう、テロワール等保護の基礎となる内容を明確化するとともに、異議が示された場合の手続の明確化や、専門的・第三者的な意見を示すことにより関係者の合意を形成していく手法を考えるべきであることが指摘された。

2. 審査報告 Notes from the Doctoral Thesis Review Committee (including changes required to the thesis by the referees)

2019 年 12 月 20 日（金）論文発表会に引き続いて、飯尾潤・教授（主査)、竹中治堅・教授（副査)、黒澤昌子・教授（博士課程委員会委員長代理)、木立眞直・中央大学商学部教授（外部審査委員）の 4 名からなる審査委員会が開催された。そこで出された意見のうち、共通見解となった指摘事項は、おおむね次の通りであった。

（１）具体的な政策過程の記述は、行き届いた調査によって細部にわたっており、実態がよくうかがえる丁寧なもので、先行研究の指摘していなかった新たな知見もあり、事例研究として高く評価できる。

（２）地理的表示保護制度が持つ政策の特徴についても、政策手段としての新しさのみならず、政策内容が持つ意味についても検討されており説得力があり、農政の転換について示唆を与えるものである。

（３）論文中には簡単にしか触れられていないが、地理的表示保護制度を論じるには、産品の品質に関して、倫理的消費や、アニマルウェルフェア、伝統的生産方法、生物多様性など消費者が見いだす価値を含めた品質について、積極的な位置づけをした方がよいのではないか。

（４）地理的表示保護制度の経済的効果については、海外で多くの実証研究があるので、消費者にとっての価値に言及すれば、さらに説得力が増すのではないか。

（５）テロワールについては二つの考え方があることが紹介されているが、考え方の裏付けや公的介入を行う根拠については、経済学における議論の蓄積も踏まえた整理をした方がよいのではないか。

（６）政策手段に関して、情報の受信者である消費者の多様性があまり論じられていないが、そ

れについても触れた方がよいのではないか。

このように、審査会の場で出された意見は、確認的なものかあるいは補足的に追加すべき論点に関するものであった。

論文の評価について、審査員の投票の結果、中央値が 5 となったので、改善のために必要な修正について主査が確認することを条件に、合格とすることが決定された

3. 最終提出論文確認結果 Confirmation by the Main Referee that changes have been done to the satisfaction of the referees

審査委員会において最終稿の確認に関する委任を受けた主査が、修正のうえ再提出された論文を点検し、指摘に対して所要の修正が適切に反映されていることを確認した。

4. 最終審査結果 Final recommendation

審査委員会は、本論文が、農産物の地理的表示保護制度の創設過程について、詳細な事例研究として優れた価値を持ち、省庁間調整のあり方について新たな知見を加えるものであることを認めるとともに、政策内容についても政策手段の観点から、情報を手段とする政策の特徴を指摘したことを評価し、優れた事例研究として、本学の博士論文としてふさわしいと評価した。そこで、審査委員会として、内藤恵久氏に、博士（政策研究）の学位が授与されるべきであると結論する。